〈発 行 所〉
全 国 港 湾 労 働 組 合 連 合 会
〒144-0052　東京都大田区蒲田５-10- ２
日港福会館1F
電　話：03―3733―２５６１
ＦＡＸ：03―3733―２６２７
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費に含む）

（毎月１回15日発行・平成７年８月18日第三種郵便物認可）

2025年６月15日　　第387号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)

ZENKOKU-KOWAN

E-Mail : nfduj@zenkoku-kowan.jp

25春闘闘争終結へ

第４回中央港湾団交

４月16日（水）に芝浦サービスセンターで開催された。

業側は、修正回答として日港協と国交省連名の料金改定の要請文書（４月３日付け）を、国交省を通じて経産省と農水省に紹介してもらい各荷主団体へ申し入れる取り組みを行っていくと回答した。また、他の課題については次回団交までに検討するのでストを回避してほしいと要請した。

組合側は、修正回答に一定の評価を与えるが『この回答を出すのに１カ月は時間がかかりすぎ』、『この程度の回答でスト回避にはならないし、組合員に説明できない』などの指摘があったことを紹介した。組合側は休憩を挟んで業側に前進に向けて努力していく決意を示す回答を求めるとともに内部検討を行った。

その結果、業側回答に対して荷主団体への申し入れなどの回答についての業側の態度の変化について評価するとして４月26日（土）のストは回避するが、４月20日（日）24時間、４月27日（日）24時間ストを決行する事と５月11日（日）の24時間のストの通告及び時間外拒否の行動を計画中であることを表明した。

業側は、４月26日（土）のスト回避に感謝を表明し、『次回団交の設定はできないが、事務折衝を行いたい』との提案に組合側は了承して団交を終了した。

第５回中央港湾団交

５月14日（水）に15時30分から第５回中央港湾団交を開催した。

この間、労使折衝を重ねたなかで、（仮）協定書（案）の文書作成まで到達していた。その（仮）協定書（案）を事前に合同闘争委員会（港運同盟と全国港湾）で審議して妥結することを確認。そして、団交を開催して、業側は（仮）協定書（案）を読み上げた。組合側はこれを了承して妥結に至った。

（仮）協　定　書

一般社団法人日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会（以下「全国港湾」という）、並びに全日本港湾運輸労働組合同盟（以下「港運同盟」という）は、2025年度の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 加盟単組の賃上げ並びに産別制度賃金の引き上げについて
（１）加盟単組の賃上げについて
2025年４月３日付で国交省と連名で発出したユーザー宛の要請に基づき、今後も各加盟店社は、価格転嫁と労務費を含む料金改定を促進する。日港協はこれを精力的に行い、人員不足対策はもとより、賃上げ原資、労働条件向上に資する適正料金収受に向けた取り組みを続ける。

（２）産別制度賃金の引き上げについて
①22春闘協定1.（２）②に基づき、産別最低賃金、あるべき賃金、産別基準賃金、及び標準者賃金の改定については、本春闘から切り離し、別途協議とする。
②産別制度賃金について行政訴訟中であることを理由に、各事業者が各個別労使の賃金・労働条件交渉や地区労使交渉を抑制することのないよう内部周知を行う。

2. 労働時間短縮と時間外労働の規制について
（１）5.9協定（1991年５月９日付）について
①適用港の問題と労働時間の短縮については、賃金・労働時間問題専門委員会において継続協議とする。
②検査・関連職種の5.9協定履行については、引き続き当該労使での協議を促す。

（２）年末年始の例外荷役に係る諸課題について
年末年始の例外荷役に係る諸課題（実施の有無、労働条件、１月４日の平日化など）については、2025年１月に労使政策委員会のもとに設置した「別枠協議」の場において早急に協議を開始する。

3. 港湾労働諸拠出金について
①日港協は労働環境の改善及び人員確保を図るためにも、全国の福利厚生施設の安定的運営に向けた整備・拡充が必要であることを確認した。
上記に関し、日港協、労働組合及び日港福の３者による専門委員会を立ち上げ、今後必要な措置を検討する。
②安定協会の行う諸制度の改訂については、専門委員会を立ち上げ継続協議とする。

4. 安定的雇用の確保等について
（１）関連職種の労働者の雇用安定と産別協定履行に向けて、引き続き地区労使の協力のもとで、料金収受等の必要な対策を講じる。
また、事前協議の体制に関連を付記することについては、各関係地区労使で対応する。

（２）日港協は、人員確保の観点からも、65歳定年制度を全加盟店社が2025年実施の労使確認に沿って、改善を行うよう周知する。

（３）非効率石炭火力発電施設の休・廃止の政府施策に対し、日港協と全国港湾及び港運同盟は、「石炭火力発電所の休廃止等に伴う港湾運送への影響に係る連絡対策会議」において、事業継続・雇用保障・生活補償のための対策を行政に求める。併せて、今後も想定される、石炭火力発電の休・廃止の施策に対応するため、前述の対策会議の継続を関係行政に求めつつ、国の責任のあり方についても協議していく。

（４）拠点港と地方港のフィーダー網の推進に関する、料金問題をはじめとした、事業基盤も揺るがす課題について、労使共通の課題として取り組み、行政と協議していく。
また船社からの事前協議申請にあたっては、24春闘協定3.（３）①に基づき適正料金収受を履行するよう促す。

5. 春闘協定に基づく継続課題について
（１）当該委員会等の協議促進を図ること。
①産別協定の編纂作業を引き続き促進し、2025年８月中にはワーキンググループに編纂結果を報告する。
ワーキンググループは、これを検討し、成案の後、労使政策委員会に早急に上程する。
②人員不足対策委員会への答申(案)の準備を加速させ、2025年10月を目途に内外に公表できる準備を整える。
③適正料金収受プロジェクトチームは、適正取引のためのガイドライン作成を関係行政に強く求める。
また、料金監査において、届出料金と収受料金に乖離が認められた場合の処分について、その発出方法の変更を関係行政に求める。

（２）職場・職種に係る諸課題について
日港協は指定事業体及び標準者賃金に係る諸問題について、24春闘協定に則り協議の促進を図る。

（３）職域・業域の確保と拡大について
①18春闘における「港湾労働法の全港・全職種について合意する」との協定を再確認し、港労法問題労使検討委員会で改めて全港・全職種適用に向けた課題の整理を労使で行う。
②22春闘協定で、「港湾運送事業者の業域並びに、港湾労働者の職域となるよう取り組む」と確認した趣旨に基づき、外貿施設及びインランドデポの視察を労使政策委員会で行い、その結果を踏まえ必要な対策を検討する。

（４）安心・安全への取り組みについて
①次の３点については、中央安全専門委員会を開催し、協議の進捗を図る。
ａ．フルハーネスの実装試験の検証等
ｂ．熱中症対策のアンケート集約を早急に行い、対策を検討
ｃ．ワイヤーの切断事故防止やヤシ殻荷役の安全確保策
②2024年７月３日付「中央安全専門委員会議事確認」に基づき実施された電離放射線健康診断の結果を検証し、2012年以降の同健診の在り方を含め、総合的に検討する。
なお、23春闘協定に基づき、中古車（建機）の積み込み・固縛に従事した　労働者の健康診断については、改めてその時期などについて安全専門委員会で協議する。
③日港協加盟各社は、22春闘協定に基づき、遺族補償・障害等級１級～３級の労働災害補償金を、4,000万円に達成するよう努力する。

（５）特定利用港湾の課題について
港湾労働者の安全、港湾運送事業への影響の視点から、特定利用港湾について、労使の検討・学習会を早急に実施する。

以　上

留萌港に係わる覚書

一般社団法人日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会、並びに全日本港湾運輸労働組合同盟は、25春闘協定の4.（３）に基づき、下記の通り覚書を締結する。

記

1. 「石炭火力発電所の休廃止等に伴う港湾運送への影響に係る連絡対策会議」において、行政に対し事業継続が厳しくなった企業に対する支援策を講じるよう要請する。当面は厚生労働省に対し雇用調整助成金の拡張適用を検討するよう申し入れる。

2. 日港協は不幸にして当該港湾運送事業会社を離職するなど、生活困難な労働者が出た場合は、当該事業会社への影響又は、影響予想を把握・確認の上、地元の安定化協議会とも連携し、新たな就労の場を斡旋するなどして、雇用を守るよう支援する。

以　上

シャモ樽

選択的夫婦別姓の法制化が遅々として進まない。『選択的』とあるように、夫婦同姓がよければ同姓を、別姓が良ければ別姓を選べるという制度で、賛成する人の割合が83・９％あり財界も求めているというのに一部の議員の反対の声が根強く成立していない▼選択的夫婦別姓の法制化を目指す一般社団法人『あすのは』の調査によると、選択的夫婦別姓が法制化されたら婚姻届けを出そうとしている『別姓婚待ち』の人は約58万人に上る推計されているという▼これは選択的夫婦別姓が導入された場合のインパクトの大きさを確実に示すものである▼国は少子化とか未婚率の上昇を問題としてきた割には、その足かせとなるものを取り除こうとしない。こうして数字として表れると『いいことづくめ』ではないだろうかと思う。ましてや財界だって『旧性の通称使用はビジネス上のリスクになる』と政府に提言までしているのが実態だ。それなのに、一向に進まないこの問題。合理的な判断よりも家長制的なものが幅を利かせているからなのか。それとも『男のメンツ』的なものが絡んでいるのか。いずれにせよ『選択的夫婦別姓の法制化』が遅々として進まないという事実に今の日本の政治の危うさが詰まっている気がする。